

一般財団法人服部海外留學生育英会会館規則施行細則

制定 平成 24 年 11 月 22 日

改正 平成 27 年 2 月 28 日

改正 2022 年 2 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この施行細則は、一般財団法人服部海外留學生育英会会館規則（以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(居室の区分)

第 2 条 会館の居室の区分は、次のとおりとする。

本山宿舎

- (1) 1 階は、外国人留學生独身用一人部屋 4 室とする。
- (2) 2 階は、外国人留學生独身用一人部屋 4 室及び談話室 1 室とする。

東山宿舎

- (1) 1 階は、共用部及び駐輪場・臨時駐車場とする。
- (2) 2、3、4、5 及び 6 階は、各階外国人留學生独身用一人部屋 3 室、計 15 室とする。

(共益費の負担)

第 3 条 入館生は、共益費として、本山宿舎は月額 5,000 円、東山宿舎は月額 10,000 円を負担するものとし、毎月指定日までに納付するものとする。

(水道光熱費等の負担)

第 4 条 各入館生の居室において使用する電気(冷暖房を含む。)、ガス及び水道の料金は、各自負担するものとする。

(電話等の設置)

第 5 条 電話の設置を希望する入館生は、各自において電話会社と直接契約を行い、その設置料及び通話料等を負担するものとする。

また、インターネット等の利用を希望する入館生は、各自において通信機器及び回線等を利用する契約をし、その設置料、通信機器、回線等及びコンテンツその他利用料を負担するものとする。

なお、その際、会館の施設及び設備等をき損してはならない。

(会館及び居室内での遵守事項)

第 6 条 入館生は、会館及び居室内において、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館及び居室内で大きな声を出したり、テレビ、ステレオ、楽器等の音を大きくする等、他の入館生あるいは近隣住民に迷惑になる行為をしてはならない。
- (2) 会館で、けんか、暴力行為及び犯罪行為をしてはならない。
- (3) 会館で、物品の売買及び金品をかけての勝負事をしてはならない。
- (4) 火災防止のため、居室内電気設備の増設等をしてはならない。
- (5) 居室内の改修を伴う模様替えをしてはならない。
- (6) 居室内の備品等を室外に持ち出したり、会館の備品等を居室内に持ち込んではいない。
- (7) 居室を出るときは、室内の電灯、電気ストーブ、アイロン等のスイッチを切るとともに必ず施錠し、火災及び盗難等の予防に努めなければならない。

- (8) 居室内の清掃は各自で行い、清潔整頓し、衛生管理に努めなければならない。
- (9) ゴミの処理は、名古屋市指定の分別を行い、所定の場所に、所定の時間帯に、各自で迷惑のかからないように、適切に行わなければならない。
- (10) 廊下等の通路及び共用部には、私物を放置してはならない。
- (11) 会館で、犬、猫等の動物及び小動物を飼育並びに預かってはならない。
- (12) 居室等の鍵は責任をもって保管し、勝手に同型の鍵を造ったり、他人に貸してはならない。
なお、鍵を紛失したり、破損した場合には、直ちに法人事務所に届け出るとともに、鍵交換あるいは作成のための費用を負担しなければならない。
- (13) 居室内の設備及び備品等に不具合が生じた場合は、直ちに法人事務所に届け出て、指示を仰がなければならない。
- (14) 代表理事が必要と認める時は、居室に立ち入ることがある。
この場合には、入館生はこれに協力しなければならない。

(掲示物)

第7条 会館内で掲示するときは、法人事務所に届け出て、指定された掲示板に掲示しなければならない。

掲示板以外の場所へは掲示してはならない。

(面会)

第8条 来訪者との面会は、会館外で行うものとする。

ただし、本山宿舎に限り、談話室での面会はできることとするが、面会時間は午前8時から午後10時までとし、宿泊をさせてはならない。

(緊急連絡先等の届出)

第9条 入館生は緊急連絡先として、常時連絡の付く携帯電話番号及びメールアドレスを入館時に代表理事に届け出なければならない。

また、一時帰国あるいは海外渡航で出国する場合は、出国先、出国後に連絡の付く緊急連絡先、出国理由及び期間を代表理事に届け出なければならない。

併せて、入国後は速やかにその旨を代表理事に届け出なければならない。

なお、半月以上の旅行等により、宿舎を不在にする時には、前記に準じて届け出なければならない。

(退館命令)

第10条 規則第13条による入館許可の取消処分は、退館命令書を交付して行う。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。